

琉球大学への寄附金に係る住民税控除について

平成20年度の地方税法改正により、寄附金に関して、従来の所得税の寄附金控除に加えて、地方公共団体それぞれの判断で県民税・市町村民税から税額控除ができる制度が創設されました。琉球大学への寄附についても、沖縄県内在住の個人の方であれば、個人住民税の控除を受けられることとなりましたのでお知らせします。

1. 税額控除手続について

- ① 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があります。(所得税の確定申告を行う方は市町村に対する住民税の控除申告は不要です。)
- ② 所得税の確定申告書を提出せず、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする方の寄附金税額控除の申告については、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所所在の沖縄県内の市町村に対する簡易な申告によることができます。この場合には、琉球大学から「市町村民税道府県民税寄附金税額控除申告書」をお送りしますので、その旨ご連絡下さい。
- ③ 申告に当たっては、琉球大学が発行した寄附金領収書が必要となります。
- ④ 寄附金を支払った年の翌年1月1日前に、寄附者が転居した場合、転居先の地方公共団体において琉球大学に対する寄附金が条例指定されていない場合は、住民税の寄附金税額控除の適用は受けられません。
- ⑤ 寄附時点の住所地の地方公共団体が琉球大学に対する寄附金を条例指定していない場合であっても、寄附金を支払った年の翌年1月1日前に琉球大学に対する寄附金を条例指定している地方公共団体の区域内に転居した場合は、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

2. 市町村別の控除対象及び控除額の算定方法等については、裏面の「市町村別住民税寄附金控除対象一覧表」をご覧ください。

市町村別住民税寄附金控除対象一覧表

琉球大学

平成20年度の地方税法改正により、個人住民税(個人県民税・個人市町村民税)の寄附金控除の制度が拡充され、県・市町村が控除対象となる寄附金を条例により指定できる制度が創設されました。
沖縄県内に居住する個人の方が琉球大学に寄附をされた場合、下記のとおり税額控除の対象となります。

寄付者の方のお住まいの市町村	県民税	市町村民税	各市町村の住民税担当課
西原町	○	○	総務部税務課 098-945-4729
中城村	○	○	税務課 098-895-2131
与那原町	○	×	税務課 098-945-4477
那覇市	○	×	企画財務部市民税課 098-861-3328
浦添市	○	×	総務部市民税課 098-876-1234(代)
宜野湾市	○	×	総務部税務課 098-893-4411(代)
南風原町	○	×	総務部税務課 098-889-4413
上記以外の沖縄県内市町村	○	お住まいの市町村の住民税担当課にお問い合わせ下さい。	

① 問い合わせ先

県民税については、沖縄県総務部税務課(TEL:098-866-2101)、市町村民税については、各市町村住民税担当課にお問い合わせ下さい。

② 住民税控除額の算定方法

$$\text{控除額} = (\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times (4\%【\text{県民税}】 + 6\%【\text{市町村民税}】)$$

※琉球大学への寄附金を控除対象寄附金に指定していない市町村(上記表中×部分)の場合は、県民税(4%)のみが控除となります。

※2千円を超える寄附金が控除対象となります。また、寄附金額は総所得金額の30%が上限となります。

③ 本制度において、個人寄附者の名簿(寄附者名簿)を沖縄県内各市町村へ提出させていただくこととなりますので、ご了承下さい。

④ 参考

・総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/79172_2_kojin.html

・総務省ホームページ「Q&A」

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/080430_2_kojin_bt9.html

・沖縄県ホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/kazei/21423.html>